

なは市民協働プラザ自動販売機設置事業者公募について

那覇市では、なは市民協働プラザ清涼飲料等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成24年3月14日市長決裁）に基づき、自販機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

なは市民協働プラザ内の2階及び4階に設置する清涼飲料等自動販売機について地方自治法第238条の4第2項に基づき、以下のとおり募集し、入札を行う。

2階 清涼飲料等自動販売機（災害救助ベンダー対応） 1台

4階 清涼飲料等自動販売機（災害救助ベンダー対応） 1台

(2) 契約の名称

なは市民協働プラザ自動販売機設置賃貸借

(3) 入札に付する物件

① 所在地：那覇市銘苅2丁目3番1号

② 貸付面積

2階 清涼飲料等自動販売機（災害救助ベンダー対応） 1.5㎡

4階 清涼飲料等自動販売機（災害救助ベンダー対応） 1.5㎡

※ともに空容器回収箱を含む面積とします。

(4) 契約期間

2025(令和7)年10月1日から2030(令和12)年9月30日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 沖縄県内に本社、事業所又は営業所を有する法人

(2) 法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。

(5) 過去5年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。また本公募要領に定める条件及び法令等を遵守し、自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有すること。

(6) 自販機設置に関する契約又は使用許可において、過去に義務の不履行又は使用許可違反がないこと。

- (7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 契約事項を示す場所
那覇市ホームページ

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年9月12日（金） 受付開始15時 / 入札開始15時15分
(2) 場 所：那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階 会議室1

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積る入札額の100分の5以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第8条第1項の規定に基づく場合は免除とします。

6 最低貸付賃料は、以下のとおりです。

2階 清涼飲料等自動販売機（災害救助ベンダー対応） 36,890円/年間（税込）

4階 清涼飲料等自動販売機（災害救助ベンダー対応） 36,890円/年間（税込）

※落札価格は最低貸付賃料以上の最高入札価格とします。

7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 入札申込等に関する事項

- (1) 入札案内書（公募要領）は、令和7年8月19日（火）よりまちづくり協働推進課（なは市民活動支援センターグループ）及び那覇市ホームページにて配布します。
(2) 入札参加申込受付は、那覇市市民文化部まちづくり協働推進課（なは市民活動支援センターグループ）で行います。
(3) 入札参加申込受付期間は、令和7年8月19日（火）から令和7年9月1日（月）まで

10 その他

- (1) 落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
(2) その他詳細については、「なは市民協働プラザ自動販売機設置事業者公募要領（制限付一般競争入札）」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ
電話：（直通）098-861-5024（内線6163） 担当 大高、慶田城